別添（　　　）

液化石油ガス保安規則第４1条に定める技術上の基準についての対応状況

（販売業者等に係る技術上の基準）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 根拠条項 | 項目 | 内容 | 対応状況 |
| ４1条  １号 | 販売先保安台帳 | 液化石油ガスの引渡先の保安状況を明記した台帳を備えること。 |  |
| ２号 | 容器等の確認 | 充填容器等の引渡しは、外面に容器の使用上支障のある腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、液化石油ガスが漏えいしていないものをもつてすること。 |  |
| ３号 | 充填容器の引渡し | 充填容器等の引渡しは、法第四十八条第一項第五号の期間（同条第三項の許可に係る充填容器等にあつては同項の規定により条件として付された期間）を六月以上経過していないものであり、かつ、その旨を明示したものをもつてすること。 |  |
| ４号 | LPG消費設備の基準確認 | 液化石油ガスを燃料（工業用燃料を除く。以下この条において同じ。）の用に供する消費者に液化石油ガスを販売するときは、当該販売に係る液化石油ガスの消費設備について、次に掲げる基準に適合していることを確認した後にすること。 |  |
| イ | 充填容器等（内容積が二十リットル以上のものに限る。以下この号において同じ。）には、当該容器を置く位置から二メートル以内にある火気をさえぎる措置を講じ、かつ、屋外に置くこと。ただし、屋外に置くことが著しく困難な場合（告示で定める場合に限る。）において、充填容器等及びこれらの附属品から漏れた液化石油ガスが屋内に滞留しないような措置を講じ、かつ、漏えいした液化石油ガスが火気に触れないような措置を講じたときは、屋内に置くことができる。 |  |
| ロ | 充填容器等（当該容器に取り付けたスカートを含む。）には、湿気、水滴等による腐食を防止する措置を講ずること。 |  |
| ハ | 充填容器等は、常に温度四十度以下に保つこと。 |  |
| ニ | 充填容器等（内容積が五リットル以下のものを除く。）には、転落、転倒等による衝撃を防止する措置を講ずること。 |  |
| ホ | 充填容器等と閉止弁との間には、高圧側の耐圧性能及び気密性能が二・六メガパスカル以上の圧力で行う耐圧試験及び一・六メガパスカル以上の圧力で行う気密試験に合格する調整器を設けること。 |  |
| ヘ | 配管には、充填容器等と調整器との間の部分にあつては二・六メガパスカル以上の圧力、調整器と閉止弁との間の部分にあつては〇・八メガパスカル（調整器に接続する長さ〇・三メートル（屋外に設置した風呂がまに用いるものにあつては、二メートル）未満のものにあつては、〇・二メガパスカル）以上の圧力で行う耐圧試験又は経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験（試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認める者の行うものに限る。）に合格する管を使用すること。 |  |
| ト | 硬質管以外の管と硬質管又は調整器とを接続するときは、その部分をホースバンドで締め付けること又は継手を用いることにより確実に行うこと。 |  |
| ５号 | 配管の気密試験 | 液化石油ガスを燃料の用に供する消費者に当該ガスを販売する者にあつては、配管の気密試験のための器具又は設備を備えること。 |  |